

議案第3号

北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について

北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年1月27日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第14項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

第2条 北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第14項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「第1条改正後の報酬等条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当及び勤勉手当の内払）
- 3 第1条改正後の報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、第1条改正後の報酬等条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。
（委任）
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。